南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査要領

１　審査の位置づけ

本要領は、南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、適切な審査に基づき、最も優れた受託候補者を選定するため、「南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）及び「南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく審査項目、審査基準、審査の視点、プレゼンテーション・ヒアリングにおける評価方法等を示すものです。

２　審査方法

（１）審査体制

「南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託事業者プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査を実施します。

（２）審査方法

審査委員会において、技術提案、プレゼンテーション（事業者による技術提案内容の説明）及びヒアリング（審査委員会からの質疑等）の内容を総合的に審査し、最も適していると認められる事業者を受託候補者として選定します。

（３）応募者多数時の取扱

応募事業者が５者を超える場合には、技術提案書等の提出後、審査委員会による第一次審査を実施し、プレゼンテーション及びヒアリングの対象とする事業者を選定させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。その場合の審査については、本要領に準じて行うものとします。

（４）プレゼンテーション及びヒアリング

①実施予定日

令和６年８月２６日（月）午後１時以降（予定）

※タイムスケジュールについては、改めて各事業者に通知します。

②会場

南相馬市役所本庁舎　３階　第１会議室（南相馬市原町区本町二丁目２７番地）（予定）

③実施概要

・プレゼンテーション等の参加人数は、１事業者（１ＪＶ）あたり３名までとします。

・プレゼンテーション時の説明は、原則として本業務の管理技術者として配置予定の方が行ってください。
・プレゼンテーションは２５分以内とし、その後、質疑応答を２０分程度行います。
・プレゼンテーションは提出済みの紙媒体の書類をもとに行い、追加の提案及び資料配布は禁止します。
・プレゼンテーションのための提出済みの紙媒体、パソコン、プロジェクター及びスクリーンは市で準備し、提出があった技術提案書の画像（ただしPowerPoint、Excel、Wordに限る。）が投影できる環境を準備します。なお、事業者が持参したパソコン等を使用することを妨げません。
・プレゼンテーションは、非公開とします。

（４）プレゼンテーション等の例外

選定にあたってはプレゼンテーション及びヒアリングの実施及び参加を原則としますが、やむを得ない事情によりプレゼンテーションの実施や事業者の参加ができない場合は、委員長の判断により、提出のあった企画提案書等の書面審査をもって審査を行うことができるものとします。

３　審査の考え方

（１）審査項目

審査にあたっては、以下の審査項目について審査を行うこととします。

審査項目	審査基準	配点
実施体制	業務遂行能力、業務実績を備えているか	２０点
提案内容	市の仕様を満たし、かつ、優れた提案がされているか	７０点
経済性	事業費（見積額）は予算の範囲内であり、かつ低廉なものであるか。	１０点
合計		１００点

（２）審査基準及び配点

審査にあたっては、以下のア～ウ各審査項目、審査基準ごとに、次の観点に留意し評点を算出することとします。

・的確性（与条件との整合性、理解度）
・実現可能性（理論的な裏付けに基づく説得力等）

ア　実施体制

審査項目・審査基準		審査の視点	配点
実施体制	業務遂行能力	・業務を適切に実施することができる能力と体制であるか。	１０点
	業務実績	・本業務の遂行に資する同種業務の受託実績があるか。	１０点

審査項目ごとの審査基準及び配点等は上記のとおりです。なお、審査にあたっては、様式４「配置予定技術者調書」、決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）又は業務報告書、様式３「業務実績調書」の記載事項等に基づき、本業務を確実かつ適切に実施できる人員体制、経営基盤、実績等を有する者であるかを判断します。

イ　提案内容

審査項目・審査基準			審査の視点	配点
提案内容	必須提案事項	必須事項１	・提案内容は、仕様書「５　開発等の基本コンセプト（１）人々が集う魅力的な施設」の実現につながるものであるか。	１５点
		必須事項２	・提案内容は、仕様書が図られるか。「５　開発等の基本コンセプト（２）一元的な子育てサービス提供の場」	１５点
		必須事項３	・提案内容は、仕様書「５　開発等の基本コンセプト（３）優れた機能を有する施設」の実現につながるものであるか。	１０点
		必須事項４	・提案内容は、仕様書「５　開発等の基本コンセプト（４）（仮称）こども・子育て賑わい創出エリアとの調和と連携」の実現につながるものであるか。	１０点
		必須事項５	・提案内容は、仕様書「５　開発等の基本コンセプト（５）子育て家庭と地域社会の交流が促進される場」の実現につながるものであるか。	１０点
		必須事項６	・提案内容は、仕様書「５　開発等の基本コンセプト（６）インクルーシブな場」の実現につながるものであるか。	５点
		必須事項７	・提案内容は、仕様書「５　開発等の基本コンセプト（７）子育て家庭の避難所機能」の実現につながるものであるか。	５点

審査項目ごとの審査基準及び配点等は上記のとおりです。なお、審査にあたっては、「南相馬市地域子育て支援拠点施設整備基本計画」に定められた施設

の理念、機能、提供するサービス、整備の考え方等を十分に理解し、仕様書５（１）～（７）の各項目について、事業者の技術や創意工夫に基づく優れた提案がされているかを判断します。

ウ　経済性

審査項目・審査基準		審査の視点	配点
経済性	事業費	見積額により、以下のとおり採点する。 ①最低価額提示者は満点 ②最低価額提示者以外は以下の計算式による （最低価額÷当事業者見積額×満点）※小数点以下切捨	１０点

審査項目あたりの審査基準及び配点は上記のとおりであり、提出があった見積額について、所定の計算式に基づき点数を算出いたします。

４　受託候補者の選定

①選定にあたっては、委員の平均点数が１００点満点中６０点以上の者のみを選考対象とします。なお、提案が１者のみの場合も同様とします。

②審査の結果、最も合計点が高い者を最も優秀な企画提案をしたものとみなし、受託候補事業者とします。

③最も合計点が高い事業者が複数ある場合は、審査委員会委員の評決により受託候補者を選定します。なお、委員の評決が同数の場合は、委員長が選定します。